

令和4年第6回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

令和4年6月7日 午後3時03分  
筑紫野市役所 504会議室

1 開会日時及び場所 令和4年6月7日 午後3時03分  
筑紫野市役所（504会議室）

2 閉会日時 令和4年6月7日 午後4時43分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、  
高山スミ子、天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、  
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

八尋洋一

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第19号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第20号 農地法施行規則の規定による届出について

報告第21号 農地を改良する届出について

報告第22号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第17号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第18号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

議案第19号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

農政

議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：皆さん、こんにちは。出席者も全員……、1名欠席の方がおられますが、始めていきたいと思います。出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第6回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、2番委員の砥綿委員さん、9番委員の萩尾委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にあります資料に基づきまして、本日の議事に従って審議をお願いいたします。

それでは早速ですが、今回ちょっとページ数を打ち損なっていますので非常に見づらいときがあるやもしれませんが、左の肩の番号でいきますので、3枚目を開けていただけますか。左の端の上、欄外に報告第19号と書いてあると思います。この番号でいきたいと思いますので、迷惑かけますがよろしくお願いいたします。

それでは、早速行きます。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動届出に関する件を報告いたします。

報告第19号、議案書のとおり、農地の権利移動届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：それでは、読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□外2筆。地積、田8,105平米、合計8,105平米。届出の事由、相続。あっせん希望の有無についてはなしとなっております。

続けて、番号2。筑紫野市□□、□□。届出地、□□外9筆。地積、田1,968平米、畑1,728平米、合計3,696平米。届出の事由につきましては、相続。あっせん希望の有無についてはなしでございます。

番号3。太宰府市□□、□□。届出地、□□外4筆。地積、田6,245平米、合計6,245平米。届出の事由、相続。あっせん希望の有無、なし。

番号4。届出者、太宰府市□□、□□。□□外3筆。地積、田5,177平米、合計5,177平米。届出の事由、相続。あっせん希望の有無についてはなしでございます。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、4件につきまして報告がございました。質疑のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：初めて委員会に出てあれなんですけれども、この相続というのは、相続登記が終わって書類が回ってきたので、それを事前に届け出ていらっしゃるのでしょうか。この名前がよく……。

○事務局：所有権の移転の際に必要です。

○委員：相続登記が終わって、書類が回ってくるじゃないですか。

○事務局：相続登記の完了後に提出いただくことになります。

○委員：あっせんの有無というのは。

○議長：誰かほかの人に売るとかいうのを、最後のほうに時々出てくるんですが、誰か買う人いませんかというようなあっせんが出てまいります。

○委員：それは農業委員会さんを通しての売買みたいなこと。

○議長：それはもうせずに、あくまで全部自分が受けますよということです。だから、「なし」になるということです。

○委員：はい、分かりました。

○議長：よろしいですかね。ほかにございませんか。

まだ今日2回目ですございますし、分からない点もあるかと思しますので、遠慮なく御質疑いただきたいと思しますので。

(なし)

○議長：それでは、質問もございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わらせていただきます。

では、次のページをお開けください。報告第20号になっています。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく同法施行規則第53条第14号の規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第20号、議案書のとおり、届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、東京都世田谷区□□、□□株式会社、基地局設置統括本部統括本部長、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田4平米、合計4平米。契約内容、賃貸借。届出の理由、適用条項第53条第14号、□□携帯基地局の設置。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ないようですございますので、本件に関する報告を終わります。

それでは、報告第21号を開けてください。次のページです。

農地を改良する届出に関する件を報告いたします。

報告第21号、議案書のとおり届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明させていただきます。

番号1。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田400平米。届出内容、造成計画、盛土・整地。造成高、0.50メートル。法面処理、土羽。工事期間、令和4年5月10日から令和4年5月20日。理由、耕作利便のため。備考欄として、水利承諾書添付ということになっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

次のページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第22号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、小郡市□□、□□。届出地、□□。地積、畑120平米、合計120平米。届出内容、転用目的、共同住宅。構造規模、鉄筋コンクリート造3階建。工事期間については施工済となっております。開発許可の要否、開発許可の要否については不要ということとなっております。受付年月日、令和4年4月28日。

続いて番号2ですが、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田949平米、合計949平米。届出内容につきましては、転用目的が共同住宅。構造規模については、軽量鉄骨造りの3階建。工事期間は令和5年1月10日から令和5年9月10日。開発許可の要否については不要となっております。受付日については令和4年5月16日。

続いて、番号3。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、田135平米、合計135平米。届出内容につきましては、転用目的が駐車場。構造規模につきましては、砂利敷。工事期間は施工済となっております。開発許可の要否については不要。受付月日は令和4年5月18日となっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

3件の報告をいただきました。質疑のある方はお願いいたします。どうぞ。

○推進委員：1番ですけれども、施工済みになっているのは建物ができているということですか。

それとも、土地が……。

○事務局：一応、農地転用を出すべきところを出していないということで、指導という形で、出してくださいということで後日届出させているということになっています。

○推進委員：建物がもうできているということですね。

○事務局：はい。

○推進委員：できていたら、ここでノーと言われたらどうするのかなと思っていましたので。

○議長：届出で済む部分ですので、そういったところがあります。許可をもらわないといけない部分はちょっと別になりますが。

○推進委員：そうですか。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

次のページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第23号、議案書のとおり農地の転用届出が3件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、福岡市□□、□□株式会社。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地、□□。地積、畑840平米、合計840平米。届出内容、転用目的、宅地分譲（6区画）。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和4年6月1日から令和4年12月20日。開発許可の要否、県開発許可該当。受付月日、令和4年4月27日。

続いて番号2。筑紫野市□□、□□。譲渡人、東京都新宿区□□、□□株式会社、代表取締役、□□。届出地、□□。地積、畑215平米。届出内容、転用目的、自己住宅。契約内容、売買。構造規模、木造2階建。工事期間、令和4年6月15日から令和4年9月30日まで。開発許可の要否、不要。受付月日、令和4年5月23日。

続きまして、番号3。譲受人、筑紫野市□□、学校法人□□、□□。譲渡人、福岡市□□、□□。届出地、□□。地積、畑296平米、合計296平米。届出内容、転用目的、敷地拡張。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和4年9月1日から令和4年11月30日まで。開発許可の要否、不要。受付月日、令和4年5月24日。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま3件の報告がございました。質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

次のページをお開けください。ここから議案になります。

議案第17号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。2件ございますので、それぞれ行っていきます。

1番について、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いたします。

○委員：□□番委員の□□です。初めての農業委員の説明になりますけれども、よろしく御指導のほどお願いたします。

譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の地番、筑紫野市□□。地積、畑、面積443平米。異動内容は、相手方の要望。契約内容は売買です。

なお、□□さんと□□さんは親戚関係でありますし、□□さんは農地2万2,000平米を所有され、また、借地14万平米を借りて、16万2,000平米を耕作されております。□□さんの畑につきましては、□□さん宅の前でもあり、耕作管理もしやすくいただけるものと思っておりますので、よろしく審議のほどお願いたします。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より追加説明がございましたらお願いたします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、場所等は裏に地図が載っております、2枚ですね、地域の図と字図とありますので御覧ください。

それでは、1番の項目につきまして、本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願いたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に行きます。2番につきましては、地区担当委員であります□□番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いたします。

○委員：それでは、□□番の□□でございます。私が担当でございますので、私のほうから説明をさせていただきます。

譲受人が、春日市□□、□□。譲渡人が、筑紫野市□□、□□。申請地の表示が、□□。地積が、畑が1,042平米でございます。申請理由は、相手方要望。契約内容は売買。

この場所は、今、□□の方が持ってありまして、地番としては□□ですが、今現在、梅の古木が大体30本程度植わっております。そういうことで、以前、□□さんのほうが□□さんのほうに売買された追加として購入をしてくれということをお願いをしてありますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：前から委員をされてある方は御存じかと思うんですけども、前回も同じこの案件がかかっております。この分につきましては、□□さんのほうの希望として、全筆売りたいということでしたけど、そのうちの1筆、今回かかっている部分が漏れていたということで、今回上がっています。

新規就農者ということですので、農業を継続してされるかどうかということで、営農計画書を出させた上で今回こういった形で付議しているところです。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：これ、昨年度、2月、3月で、二手に分かれて、不動産屋を通してAさん、Bさんという中で、Aさん、Bさんとてんびんにかけてきたような形で来た案件の片一方の分でしょう。

○事務局：そうです。

○委員：□□さんという方は、□□ということで、所有地が8反5畝持っていると。新規就農者ですか。こちら、私ちょっと調べたんですよ。アパートのビルマンションの一画に住んであるんですよ。前回もちょっと言いましたけど、大型機械があるのかないかとか、今度、耕作面積が8反5畝もあるといったことで、本当に転売の対象になりはしないかなという感じもちょっとしたんですよ。

だから、ちょうど□□の、どのように言えばいいかな、元役場があったところから□□方面に行ったところのビルマンションに住んであります、□□さんは。だから、本当にこれ、農業をやる気が、計画書をやっぱりきちっと見ていただかないと、私ちょっと心配はしております。

以上です。

○議長：初めての方がおられますのでちょっと簡単に言いますと、実は去年の委員さんの折に出



てきました案件で、全部を買うという人とこの部分を外して買うという人の二人おられまして、その二人ともこっちに上げてこられたんですよ。どっちかに決めてくれというような言い方でしたので、農業委員会としては、はっきり売り先の決まった段階で出してくださいという言い方で事務局のほうにお伝えして、事務局から判断をされて、最終的には相手方から1枚を残した形で買う方が先に出てきました。それが前段であっております。

その後、残った1枚も持ち主の方が売りたいと。それも買ってほしいという言い方で、改めて今回また追加として出てきたような状況になっておりますので、ちょっと分かりづらいかとは思いますが、そういったことです。

そして、農業自体ははっきり言ってあんまりされていない、もうほとんどされていない状況でしたので、営農計画書ですね。実は今回、農地法の改正がまた一部あっていますよね。農地の取得については、最低限度の5反とか、各地域によっても違いますが、廃止されていますよね。そういう案件もありますので、今後そういった部分がよく出てくる可能性もあります。

ですから、営農計画という形で今回も出していただいています。そして、どのようにして営農していくんですか、農業していくんですかという問いかけをしておりますし、その後も1年、2年、下手すれば3年ぐらい確認をせざるを得ないだろうと。そうしないと、先ほど申されましたように、田に転用するとか転売をする、こういうこともあり得ますので、そういうことを我々としては絶対させたくない。ですから、営農計画書を出していただくということで少し規制をかけているという感じになっておりますが、それぐらいまでしかできないのが現状ではございます。

ですから、申し訳ありませんが、営農計画も出していただいています。皆さんにはお見せしておりませんが、事務局のほうにちゃんと保管をし、そして確認もしていくということにしておりますので。また、農地パトロール等もございますし、そういう折にはぜひ見ておいていただけると幸いかと思います。

どうぞ。

○推進委員：今の追加で、転用しようとしたら申請が出るじゃないですか。そのときに覚書を作りまして、5年間は私ども転用許可を出しませんよというのをやって、お互い覚書を作って持ったらより効果が出るのではないかと思うんですけどね。

○議長：それが、ちょっと農業委員会ではなかなかそこまでできないところもございまして、だから、営農計画で。

○推進委員：ここは出すんですね。

○議長：全部で出したわけじゃございませんが、どういうふうなやり方をされるか確認しようということを出していただいております。ちょっと申し訳ない言い方ですが。

○推進委員：もう出してしまったら多分買うとは思いますがね。

○議長：今おっしゃることが一番いいのかもしれませんがね、やっぱり。

○委員：私のほうに見えて名刺を見たときに、あなた農業をしているんですかという話をしました。そうすると、さっき言われました許可証があったから、今ここに書いてある8,522平米持つてであると。それと、私も経験上いろいろあって、とにかく必ず百姓をしないといけないんですよ。分からないうちに転売、転売して行って、産廃捨場とかそういうことも考えられるから、そのようなことは絶対しないでくれということで。そうすると、営農計画書あたりも出してこられましたので、もうそれならやむを得ないだろうと、そういうことで判をつかせてもらいました。

○議長：今申されましたとおり、書類が正式にびしゃっとそろうとなかなか言いづらいところもございます、我々としてはですね。だから、そういった部分で最低限のことはやっていこうと。そして、できる限りまた最大限にされるように努力はしていきたいと思っておりますので。

この8,500という数字は、前回分が入っているということなんですね。前はゼロだったんです。そして、それに今回の分の梅林が加わるという形です。前の持ち主さんはこの全部をお持ちだったんですね。そういうことでございます。

ちょっと申し訳ございません、さっき□□委員さんも言っていただきましたように少しでも規制はかけていきたいとは思っておりますが、何もかもやみくもにはできないところがございまして、ちょっと厳しい状況はあります。

○委員：現状、その農地はどのようになっているんですか。

○議長：だから一応農業するという事になっています。

○委員：しているていになっているんですか。

○議長：見に行ったこの8,000平米のうちの分は水田が周りにもあるんですよ。ですから、やりやすさはあります。ただ、こっちは山の中の部分ですから、非常に状況的には……。

○委員：現状、畑にはなっているけれども、梅の木の高木が相当大きくなっていますから、それを切って、新芽を出して使うということになる。

○委員：現状、8,500平米については農業をやっているんですか。

○議長：前の方がやられていたんですね。できないからそれを売ってあって、その面積がこれなんです。

○委員：新たに買った人は、今は作付はしていらないということですか。

○議長：まだその後は確認していませんから分かりませんですね。

○委員：転売だけしないというぐらいにして、計画書を。

○議長：そうですね。だから、言っていただくようなことができる一番いいと思うんですけどね。

○委員：これ、転売されたらもうどんどんどん。

○委員：分からないようになりますよね。

○議長：特に山間地域になりますと産廃の関係とかがやりやすいもので、すぐ出てまいりますので、そういったところは十分に。ですから、農地パトロールあたりのときはぜひ確認をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ほかにございませぬかね、この件に関しまして。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、地図の先のページをお願いいたします。議案第18号になっているかと思います。

議案第18号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1件ございますので、この件につきまして、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：議案第18号。1番。譲受人住所氏名、筑紫野市□□、□□さん。譲渡人、筑紫野市□□、□□さん。こちらは一応親子関係になります。申請地は、□□。地積は、田284平米。申請内容は、転用目的、自己住宅。契約内容は、使用貸借。構造規模は、木造平家建。工事期間、令和4年7月25日から同年12月31日まで。農地の区分、第2種。資金の内訳は、自己100%。建ぺい率が39.65%。開発許可、県の開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域は、市街化調整区域となっております。

この件につきましては、私のところに本人さんじゃなくて業者を通して、□□建築設計事務所、そちらのほうから私の家に、こういった計画でやりますということで私のところに来られました。区画整理するから、区画整理の要件も含めて難しいことを言われるので、区画整理する前の図面を私のほうに提示されましたけど、その事業認可を県が、事業認可した書類がないと。事業もしないのに区画整理のこういう仮図面を自分勝手に持ってこられても、これはまだ絵空事でしょうって。

まだ事業認可も出ていない、あれも出ていない、市の合議もない、そういったことで、私のほうは農業委員の確認しかできないということで事務局のほうに電話して、こういう具合に□□測量建築設計事務所が私の家を訪ねてきて、区画整理も含めた計算で、仮換地の図面もないし事業の認可もないし、これで農地転用を出されても市役所のせいと言われたら困るから、どちらかの

方法を取ってきちっと、区画整理のことを考えないで、今現在の状況で申請を出してくれと。さっき事務局が言われた水利関係の承諾書とかこういう農業委員の確認書というのは、これはまさに私に業者が持ってきた内容の書類と一緒になんですけどね。

だから、業者さんが先走って、事業認可の許可も出ていないのに青図面を持ってきてこれをしてくれと言われてもできないということで、こういう確認書の事務局の申請でということで一応させていただきますので、これをよく皆さん見ておいてください。

今回出た内容を見ましたら、やはり今現況のままの図面が出ておりますので。区画整理のことはうちのほうは関係ないからですね。事業認可も何も出ない、今の現況のままで作るということで申請が出ていましたので、一応そういった内容の計画報告も兼ねて、一応お伝えしておきます。以上。

○議長：それでは、事務局のほうから補足がありましたらお願いします。

○事務局：補足させていただきます。

1 ページ開いていただいて、位置図と上に書かれたものを開いていただければと思います。場所につきましては、真ん中下のほうに□□公民館というのがありますが、近隣には□□公民館や□□池といった施設があります。

□□委員からの御説明にもありましたとおり、現地におきましては土地区画整理事業に向けた準備組合というものが立ち上がっているような状態でございます。実際は、事業認可はまだ下りていないというような状態でございます。その辺の兼ね合いもあって□□委員のほうには混乱をさせてしまったのかなと思いますけれども、計画につきましてはその準備組合との整合も取れているといった内容でございますので、問題ないものと考えているところでございます。

今回、市街化調整区域ということになりますので、開発許可が必要な案件となっております。開発許可につきましても、県庁都市計画課のほうと協議をしまして、許可の見込みがあるということで手続中の段階となっております。

補足は以上です。

○議長：ありがとうございます。

□□委員さん含めて事務局からも説明がありました。詳しい説明がございましたが、何か御質問なり御意見のある方はお願いいたします。

○委員：ここは区画整理が予定されていて、検討されてあるということですけど、現状、集落の中の家の横に建つと調整ということで、県のほうは宅地にしてもいいということで、そういうふうになるんですか。

○事務局：そうですね、区画整理と開発許可の話は一旦切り離していただいて、開発許可は今回必要になりますと。開発許可の分につきましては、許可の要件に合致していると。

○委員：調整であっても近隣も家が建っているし、家を建ててもいいんじゃないかという感じなんです。

○事務局：いろいろ区画整理の話とかが出てきましたけど、まだそこまで至っていないので、区画整理もまだ全然事業化する予定も今のところありませんから、通常の申請受付で、市街化調整区域の中で県開発の許可を取らないといけないとか、その辺の手続を経ながらやっていく案件ですので、もうその辺は、区画整理は加味しなくていい案件と。

○委員：市街化調整であっても宅地化はできるよということですか。

○事務局：はい。分家住宅として開発許可を下ろすというふうに県の開発担当のほうも言っているという案件でございます。

○委員：では、分家住宅ということは、何ていうんでしょう、ほかに該当するような市街化の土地はないということですか。建てられそうなところの市街化はないと。もうそこが、今調整のところがいいのではないかとということで申請しておられる。

○事務局：そうです。そのとおりでございます。

○議長：ほかにございませんか。

○委員：地積が284平米となっていますけれども、分家住宅として284平米というのは少し宅地が広いのではないかと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○委員：すみません。それ、回答はですね、裏面にあります字図、800分の1の字図、□□と□□と書いていますよね。□□、□□も全部□□さん、お父さんの土地になっております。だから、減歩のこともやれ何々のことも仮換地のことも、農業委員会が許可したからこの面積でそのまま行くよじゃなくて、それとは別に区画整理があったときには自分たちで家を引っ込められ減歩するなりしてもらわなければいけないですよ。

農業委員会が許可したから区画整理は問題ないよと、こちらとは責任は請け負いませんよといったことでしていますので。たまさかこの一画がずっと親父さんの□□さんの土地になっていますので、どんなに現場があってもどういう具合に仮換地しても、ある程度の余裕はあるかと思えますね。だから、面積は大きく書いていますが、10分の1ぐらい、二百何十坪ぐらい。

○議長：事務局。

○事務局：説明いただいてありがとうございます。

一応1点補足でございまして、□□委員からの御質問は、面積として妥当なのかというところであったと思います。県の農地転用の審査基準というものがございまして、一般宅地の面積につきましてはおおむね500平米以内ということで規定があるところでございます。今回につきましてはそれを下回っておりますので、面積につきましては恐らく妥当な規模であると考えております。

以上です。

○委員：分かりました。

○議長：ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を、農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、その次に行きます。地図の先です。先ほど事務局のほうから別紙で配られている分、訂正がありました資料ですね。別紙のほうで説明をされますので、よろしくをお願いいたします。別に配っているものですね。令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、農業委員会のことです。よろしくお願ひします。

○事務局：当日の資料差し替えということで、すみません、もう少しその点今後こういうことがないように注意していきたいと思っております。

議案第19号につきまして説明をさせていただきます。

本日お配りしたこの資料につきまして、11ページまでということになっております。前回配った分も11ページということで、内容としては様式一緒です。1ページから8ページまでが令和3年度の目標、それからその活動の点検・評価を書いております。9ページ以降11ページまでが令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案ということになっております。

毎年このような形で議案のほうに上げさせていただいております。農業委員会等に関する法律というのがございまして、前年度の点検・評価、それから今年度の活動計画、こういったものを6月30日までにインターネット上で公開しないといけないということで、今回議案として上げさせていただいております。これはあくまでも事務局案でございますので、この内容をもっとこうしたほうがいいんじゃないかと効果的な方法や御意見等ございましたら、その内容を計画案に反映して公開をしていきたいと思っております。

それでは、簡単に説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、1ページの農業委員会の状況でございます。これは令和3年3月31日現在の農業委員会の状況でございます。

まず、農業の概要についてでございますが、これに関しては5年に1回行われております農林

業センサス調査に基づいた数値となっておりますので、お読み取りいただければと思っております。下の農業委員会の現在の体制と。この内容につきましては、前の体制の現況として記載させていただいております。

2ページをお開きください。

2項目めの担い手への農地の利用集積・集約化についてでございます。令和3年3月現在ということで、管内の農地面積888ヘクタール中、これまでの集積面積ということで451ヘクタールございました。

下のほうにも書いておりますけれども、目標に対する評価ということで、前年度につきましては、認定農業者の方への集積を進めながらおおむね目標を達成することができております。今年度につきましても、引き続き利用権設定等の周知、あるいはあっせん希望農地を農業委員あるいは推進委員さんのほうと情報共有、提供していきながら進めていきたいと考えております。

資料は3ページ目になります。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、記載のとおり、前年度は新規参入した経営体はありませんでした。課題としまして、記述しておりますように、営農条件のよい貸付希望農地がなかなかなくて、新規参入者に対する農地の確保ということが問題だと考えております。一つでも多く参入できるように、本年度につきましても、新規参入者の方から相談があった場合には、市、JA、普及センター等々、情報共有を図りながら、農地あるいは補助制度についての情報提供を行っていききたいと考えております。

続きまして4ページでございますが、4項目めの遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。これは、毎年行っております農地パトロールあるいは利用意向調査等を行いながら遊休農地等の解消に向けて取り組んでいるところでございますけれども、なかなか解消が進まないという状況でございます。記載のとおり、本年度におきましても例年どおり11月頃になるかと思いますが、また地区別に分かれまして利用状況調査等を計画したいと考えております。実施の際にはやり方、方法について皆様に御相談させていただきながら進めていきたいと考えております。

資料は5ページになります。

違反転用への適正な対応ということで、令和3年3月現在、違反転用面積が0.2ヘクタールございます。この事案は県に報告しております。復元になかなか時間がかかるということで長期化しているのが現状でございますが、今年度も県と連携しながら対処を進めていきたいと考えておりまして、日頃から農地パトロールを行いながら早期発見に努めて、発見した場合には関係課と連携しながら是正指導を行っていききたいと考えております。

続きまして、6ページ、それから7ページにつきましては、農業委員会にかけております許可

事務の実績等を記載させていただいております。6ページの上のほうが農地法第3条の許可事務、年間で17件ございました。それから、下の表につきましては、4条、5条になりますけれども、こちらに関しては27件で、昨年度の実績の数値でございます。内容については後ほどお読み取りいただければと考えております。

それから、8ページになります。

地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容ということで上げておりますけれども、この辺につきましてはありませんということで、あと、事務の実施状況の公表については、公表させていただいておりますということで、まとめさせていただいております。

続きまして、9ページになるんですけれども、こちらが令和4年4月1日現在ということで、本年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。まず、9ページ、農業委員会の状況でございます。令和4年4月1日現在の数値で掲載させていただいております。農家それから農地の状況であったり農業委員会の体制であったり記載しておりますので、御確認いただければと思います。

それから、10ページ及び11ページでございますが、こちらは活動内容になってまいります。担い手への農地の利用集積・集約化に関する目標であったり活動計画でございますが、目標等を書かせていただいております。活動計画につきましては、昨年からの引き続きになりますけれども、あっせん希望農地等がありましたら農業委員会、それから推進委員の皆さんに報告するなど情報提供に努めていきたいと考えております。また、遊休農地の解消についてでございますけれども、これから11月までにかけて利用状況の調査を行ってまいりまして、その意向、どういった利用意向があるかという調査を計画しております。

説明は以上になります。

○議長：ありがとうございます。

農業委員会事務の昨年度の分、それから今年の計画の報告がございました。この内容につきまして、一応前もって差し上げておりましたが、非常に分かりづらいところもあったやもしれません。いろいろありましたらこの場を出していただきたいと思っておりますので、質疑、意見のある方はよろしくお願いたします。ようございましょうか。

先ほど申しましたように、11月頃には現地に赴いていただく、ないしは地図上を含めて両方やらせていただきますので、大変でございましょうが、現地確認をですね。特に遊休農地の関係です。やらせていただきますので、よろしくお願いたします。これは毎年やらせていただきます。

それから、今後、先ほど言いました、国会も通っておりますが、農業委員会で農地の利用関係の地図を作らなくちゃなりません、草案を。そして、その草案を市のほうへ出して、市が最終的には決定をしていくというような形になります。ですから、各地域でまた話し合い等も今後出てま



いると思いますので、非常に大変かと思いますが、農業委員会として今まで私も2期目、3期目になっておりまして申し訳ないんですが、あまりできていない部分も確かにございました。そういった部分を含めて今後またやっていかなくちやなりませんので、特に今回の11月に行う予定の農地パトロール等は確実にぴしゃっとした形でやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

何かございませんかね。どうぞ。

○委員：遊休農地が、私、山口ですけど、随分やっぱり高齢化で増えてきているんですね。パトロールをするにしても、そこの地番とか、そこが畑なのか農地なのかどなたのものなのか、そういうのがちょっとよく分からない。

○議長：現状ではですね。パトロールのときは地図を持っていけますけどね。

○委員：例えば、番地がずっと一覧表があつて、それに畑なのか農地なのか、それとこれにあるような地図ですね、そういうものが何か頂ければ。それにずっと記録を取っていれば、パトロールするときなんかにも非常に早いんじゃないかなと一応考えているんですけど。

○議長：御意見ありがとうございます。事務局のほうに考えがあるようでございますので、事務局のほうからまずお話しさせていただきます。

○事務局：今、御質問があつた農地パトロールの件、私も4月に来たばかりでこれからどういった形でやっていくかを今から考えていくところですけども、前任者にその辺を確認しながら、確認しやすいような形で、また、実際に農地パトロールを行う前には、その方法であつたりとかこういった資料を提供しますとか何が不足しているかとか、その辺の聞き取りをしながら進めていこうかと思っております。この段階ではこうしていきますというまだ素案ができておりませんが、そのときにまた意見を出していただければと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員：それで、昨年、今年と、やはり3反とか4反とかかなり持つてある方がもうそのまま放置されていると、それが農地として草が生えてしまうと、利用できるのかどうかで、そちらにも結局担い手を探してもらうようなあつせんを希望するようなあれを出してもらうにしても、番地とかあれが分からないのでですね。

○議長：農地パトロールのときだけでなく、日頃の活動で皆様方がそこそこに行かれたときとか、どこの何をしたというのを書くのにも必要でしょうし、そういった地図なり一覧表的なやつをですね。各人にお配りするとこれが個人情報的な部分がありますもので、そういった部分からすると、地域ごとにとか、そういうあれを考えましょうね。

○委員：例えば私だったら、私が見る範囲のその部分を頂ければですね。

○議長：ぜひ何かそういった方法は考えたいと思っておりますので。

どうぞ。

○委員：私、農地転用のこういう書類を受け取ったら、農林水産省の農地ナビというのがあるんですよ。そこに、誰に委託している農地なのかとかやれ何々とか出てくるんですよ。だから、それを利用したらいい。

私、分からんときには事務局に行って、事務局に行くと税務課のGISというGPSを利用した航空写真があるんですよ。これは毎年委託料を出していろいろ作り替えていますからね。これは税務課の資料であって農政で使うわけにはいかないだろうと思う。私は個人的にはもうインターネットのMAFF、農林水産省の農地ナビを。農地ナビと書いたら農林水産省MAFFって出てきますから。そこで、筑紫野市、日本全国の農地の管理状況が丸のマークが出てきて、その農地を、番地を指せば、委託内容、どのように現況がなっているのかとかそういうのが、8割方、事務局、9割ぐらい当たっていますかね。8割方ぐらい合っているでしょう、農水省のやつ。

○事務局：そうですね。

○委員：最新版じゃないけど、それは農水省の資料、日本全国版であります。だから、私も現地を見に行く前にインターネット会社の図面、Googleマップじゃなくて、農林水産省のMAFFの農地ナビ、日本全国のを書いていますので、それを見てもっと勉強になります。

○委員：私も見たことがあります。

○議長：コンピューターを使われる方は一遍見ていただくと分かりやすいかと思います。皆さん全体にお願いするというわけにもいきませんが、そういったところはあります。

○推進委員：今の航空写真とか見られるのは、皆さん見られるんでしょう。一般の方も。

○議長：税務課に行かれば見られますよね。

○推進委員：皆さん見られますよね。そうしたら、個人情報云々じゃないですよ、これ。

○議長：ただ、地番が入って何もかも入っているもので、そういうところが引かかるんです。

○推進委員：いや、そんなこと言われるならもう何もかもそうでしょう。

○議長：そうなんです。

○推進委員：航空写真でみんな全国の方も見られるということになれば、誰の個人情報の云々じゃないでしょう、これ。

○委員：だから、農林水産省は農地ナビで……。

○推進委員：私はそう思うんですけど。だから、皆さんが言われたように、筑紫野市だけの個人情報の云々と言われるなら、見られるなら、私はもうコンピューター扱い切らないわけですけど、もう離れているので分からないですけど、例えば私は俗明院なんですけど、俗明院の航空写真を個人的に、人に公表しなかったらいいんじゃないですか。そういうふうにしてもらえれば助かりますね。

○委員：いずれ農水省の農地ナビも、今、民間会社も農業に参入させなさいといったことで、昔の法務局の土地閲覧ってありまじょうが。あんな感じで作り上げているみたいですよ。だから、細かいことまでは、権利の設定などはないけど、誰々に委託している、そして休耕田ではない、放棄地ではない。

○議長：ですから、皆様方はあくまで公的な立場でおられますので、その辺を考慮しながら事務局と話しながら、ぜひ手元に地図なり一覧表、こういった部分が自分の地域のものをお持ちいただくようなことを考えてまいりたいと……。

○推進委員：それは分かりますけどね。一々個人情報云々とか言われたら、航空写真がぼんと来ているのに、個人情報の云々とか言われて、これは個人情報だから渡されませんとか言ったら、それはもうバンザイじゃないですか。全然私たちが分からないのに、ほかの者が来て、ここは空いていますねとかいう情報が来るんでしょう。

○議長：言っていることは非常に分かるのですが、なかなか引かかるんですね、危ないとかで。だから、十分にそこを考えながら……。

○推進委員：だから、逆に言ったら、それを利用して、個人情報の云々だったらもう——ただ、私たちは全部こういうことを世間に公表されないでしょう。だから、自分たちですることは自分たちで、あそこは空いていますと調べたらなおさら的確に分かるんじゃないかなと思うんですよ。コンピューターも何も分からないので私分かりませんが、バンザイなんですけど。

○委員：税務課で使っているGIS。これがもう毎年1月1日に所有権で変わっていますので、名前を変えたり何したり大体扱いますけどね。農水省のは昔の法務局みたいに土地の閲覧、登記台帳の閲覧、見て分かるもの、そういった内容でしているから、将来はこの農地ナビはいずれ問題になるかなと私はちょっと思います。かといって、市役所が作っている税務課の資料、地番が入って所有者も出たということになると、これは物すごく、ゼンリンの住宅地図どころじゃないし、物すごい問題になると思いますので、それはちょっと無理だろうと思います。

○議長：この件につきましては、事務局と十分精査をした上で出せるような形をつくっていきたいと思いますので、ちょっとお待ちください。

○推進委員：よろしくお願いします。

○委員：例えば農地申請に来られたときに、番地を言われただけでは自分たちは把握できないんですよ。地図上でここって言われたら、その現地に確認に行くことができるので、やはりある程度の地図というのは必要かなとは思っています。

○議長：皆様方にはいろいろ迷惑かけていると思いますので、その辺が少しでもやりやすい方法と、それからパトロールを含めた中で、ここはずっと空いているよとかほったらかしてあるよとか、そういったチェックをされるのもいいかと思うので、ぜひともそこはうまい具合にやっ

ていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、申し訳ございませんが、この件はよろしいですか。

○委員：今後はもう50アールの問題は。

○議長：50アールですね。

○委員：あんまり考えなくていいですね。

○議長：それなくなります。そういうことでよろしいですね。

○事務局：法改正を見ながらまた対応すると。

○議長：ですから、今回営農計画を取っておりますと言いましたように、今後10アールとかで農業経営しますとかいうのが出てくると思うんですよ、下手すると。その場合、10アールでどこまで経営できるんですかというのが一つあります。ですから、そういった部分の営農計画を確実に出させる方向だけは取りたいし、先ほど言われました別のものに転用するとか、こういったことがないように確認をしながらやっていきたいと思っておりますので、そこら辺は今後また皆さんとお話ししながら、どこまでどういうやり方をするかを決めていかなければいけないところが出てくると思います。

○委員：農業委員会の農業者としての認定も50アール関係なく認定できるということになるんですか、農業者として。

○議長：そうです。農地を持たせたらですね。

○事務局：新規で参入される方、農業をやっていなかった方が今からやろうとするときには、5,000平米以上農地があれば参入できると。

○委員：今まではでしょう。

○事務局：はい。ただ、本日の議題にもありましたように、春日市に——ちょっと特定したら悪いんですけど、春日市に住んであって□□の梅林を持ちたいと。本当に農業するんですかというところは、今の会長の話にもありましたように、営農計画とか出させて本当に農業をやっていくんですよという意思表示、そういったことを確認しながら、できるだけ無断転用をなくすような形で農業委員会として動いていきたいと考えております。

○議長：一応国会を通ったという話までですので、まだ今から国の通達が出てくると思います。だから、国も簡単に、10アールで買えますなんて、下限はなくしたけどいろいろ何かあるだろうとは思っておりますので、そこを含めて今後の中で皆さんと一緒に検討させていただきたいと思っております。最終的には市のほうで、農業委員会として決めると思っておりますので。

それでは、ほかにこの農業委員会の事務の関係で何かございませんでしょうか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思っております。ただいま、説明がありまして、いろいろ御意見

も出していただきました。原案のとおり可決することに御異議のない方につきましては挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、最後になりますが、先ほどの説明のあったものの差し替え分の先ですね、議案第15号になっていると思います。1枚表紙がついている分です。

農政議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしく申し上げます。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

資料につきましては、A4横で表示させております、左上に15号と書かれました農用地利用集積計画（案）（農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定）と書かれたものの資料になります。大丈夫ですか。

読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-06-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,019平米。農振区分は農用地でございます。利用権の種類は賃借権。利用権の内容は野菜。期間につきましては、令和4年6月11日から令和7年6月10日の約3年間となっております。賃借料につきましては、1反当たり玄米60キロ相当額となっております。

以降につきましては、すみません、記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

1ページめくっていただいて、2ページ目でございます。

件数につきましては、更新1件、新規が6件の計7件、筆数といたしましては、更新1筆の新規26筆の合計27筆、3万4,767平米の利用権設定に関する件でございます。

本日は一点補足をさせていただきたいと思います。今日お持ちの、以前お配りしました赤色のテキストを見ていただければと思います。赤色のテキストの中の緑色、農地関連法制度と書かれました資料の9ページになります。議案書につきましては、1ページの下のあたりから4-06-007、□□様と一般社団法人□□と書いてある利用権設定に関する件の解説になります。一番右の備考のところに解除条件付きという記載がございます。その解除条件付きにつきまして説明をさせていただきたいと思います。

資料はテキストの9ページをお開きください。

9 ページの中に利用権設定の要件の記載がございます。(1) 利用権設定等の一般要件というのがございます。①利用集積計画の内容が市町村基本構想に適合すること。農地法での地域調和要件を満たすかどうか。②利用権設定等を受ける者が次の全てに該当すること。ア農地の全てを効率的に耕作すること、等々とあります。端的に申し上げますと、市の構想に該当するか、また農地法の3条に準じて利用権設定を審査しなさいというふうに法律で規定をされているところがございます。

今回問題となりますのがウのところでございます。農地法の農地所有適格法人の要件を満たすこととあります。すみません、農地所有適格法人の解説につきましては割愛をさせていただきますが、今回、□□につきましては、この農地所有適格法人ではございません。ない場合でも貸し借りを認めることができるという規定がございますので、それが下の(2) 解除条件付き貸借の場合の要件といったところがございます。

(1) のところでイとウ、農地所有適格法人でない場合であっても、ア、イ、ウの要件を満たせばいいということになっております。読み上げます。ア、地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うこと。イ、業務執行役員の1人以上が耕作の事業に常時従事すること(法人の場合)。ウ、農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除する旨の条件が農用地利用集積計画に定められていることとあります。

アの要件でございます。アの要件につきましては、新規ということになっておりますが、今現在□□という名前で実際現地を耕作されている状態でございます。会社の名義を変える関係で新規という取扱いになっておりますが、今現在、当該農地につきましては□□という関連会社のほうで耕作をされまして、おおむね適正に管理をされているというような状態でございます。

イの業務執行役員の1人以上が耕作の事業に常時従事することとありますが、法人の代表理事になります□□様という方が代表理事になりまして、この方が150日の農業従事があるということで、イの要件も満たしております。

最後にウ、解除条件付きということで、通常であれば合意解約という形で借主と貸主の両者が合意しないと解約できないという規定になっているんですけども、地主側、貸主側の要望で一方的に解除できるという要件が今回定められているといった要件になります。

以上のことから、適正に貸し借りについても継続して現地の耕作の用に供すると判断できますので、今回お諮りするものになります。

すみません、駆け足になりましたが、説明は以上になります。御審議よろしくお願いたします。

○議長：どうぞ。

○委員：貸付者の□□さんと□□、こちら□□さん、住所を見たら□□と□□さんは□□だから、

これは親子関係か何かですか、身内ですか。

○事務局：親戚関係ということでお伺いしています。法人化をして、農福連携のような形で、障害者も雇用しつつ農業経営をしているというような事業実態でございます。

○委員：なら、この□□というのは、就労支援センターとインターネットで出てきますけれども、就労支援センターの機能をしているということですね。

○事務局：さようでございます。

○議長：新たな項目が出てきましたので、御説明も。その都度、新しい分がある場合、今のよう  
に説明をしていきたいと思えます。農地所有適格法人、この辺あたりもいずれまたお話をいただ  
けると思えます。ですから、その都度その都度ということで申し訳ございませんが、一遍にして  
も皆さんもまたごちゃごちゃになってもあれですから。

今回の件、分かりますか。ようございましょうかね。そういったことがあると。だから、法人  
になっても適格法人にならなくても、さっきの三つの要件を満たし切れれば可能であると。そうい  
うところがあると。適格法人であれば問題なくお借りできるということですね。そういうことが  
あるということです。ようございましょうか。

何かほかにございませんか。この農政議案につきましてはようございましょうか。

(なし)

○議長：それでは、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決す  
ることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することとい  
たします。

一応、議案内容、報告事項、議案終わりましたので、あと今からまたちょっとお話を、以前の  
宿題等含めまして短時間させていただきますので、よろしく願いいたします。